

たてばやし

第177号

市議会だより

<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp>

編集：館林市議会報編集委員会



館林市障がい者総合支援センター指定管理者の
指定についてなど10議案が決まりました

主な掲載記事

- 本会議のあらまし 2～3 ページ
- 議員個人の賛否結果一覧表 3 ページ
- 議会改革調査特別委員会活動状況のお知らせ ... 3 ページ
- 一般質問（8人） 4～8 ページ
- 常任委員会の審査報告 8～9 ページ

本会議のあらまし

平成25年館林市議会第4回定例会は、12月6日から19日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、諮問2件、議案11件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、請願1件の審議が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の長倉敏夫さん（日向町）の任期が、

平成26年3月31日をもって満了となることから、後任に大拙輝一さん（細内町）を推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
Ⅱ人権擁護委員の小島たみ子さん（美園町）の任期が、平成26年3月31日をもって満了となるため、引き

条例の改正

続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽館林市基金条例の一部を改正する条例Ⅱ平成26年度より、市内での確実な消費とそれによる商業活性化を図るため、市が交付している補助金等の一部を、市内の店舗で使用できる期限付きの金券に切り替える「金券発行事業」の実施において、金券の換金に必要な経費の財源に充てることを目的とする基金を設置するため、本条例の一部を改正し

ようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、同法に關係する地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成25年6月12日に公布されたことに伴い、個人住民税において、年金所得に係る特別徴収制度の見直しと金融所得課税の一体化等の見直しをするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市国民健康保険税条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布され、關係する政省令が整備されたことに伴い、金融所得課税の一体化等の見直しをするため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

その他の議案

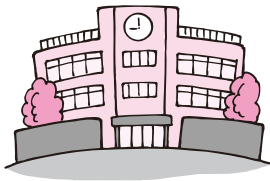
▽館林市介護保険条例及び館林市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例Ⅱ地方税法の一部を改正する法律が、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、納付期限を超えて納付した場合の延滞金の割合を現在の低金利の状況に合わせて、納税者の負担を軽減するため、当分の間引き下げるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市障がい者総合支援センター指定管理者の指定についてⅡ障がい者の自立した日常生活及び社会参加を支援し、本市の障がい福祉サービスの向上を図るため、館林市障がい者総合支援センター指定管理者候補者選定委員会の審査を踏まえ、前橋市にある社会福祉法人群馬県社会福祉事業団を、新設する館林市障がい者総合支援センターの管理運営を行う指定管理者に指定しようとするもので、全

補正予算

員一致で可決されました。
▽市道8495号線の路線認定についてⅡ民間の開発行為により大街道二丁目地内に新設された路線を認定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽平成25年度館林市一般会計補正予算（第3号）Ⅱ2億6474万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ304億6279万2000円とするもので、全員一致で可決されました。
▽平成25年度館林市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）Ⅱ11万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億4127万9000円とするもので、全員一致で可決されました。
▽平成25年度館林市下水道事業特別会計補正予算（第2号）Ⅱ174万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億593万1000円とするもの



▽「全国一斉学力テスト」
学校別結果公表反対を求め
る請願Ⅱ賛成少数で不採択
されました。

請願の審議結果

で、全員一致で可決されま
した。
▽平成25年度館林市介護保
険特別会計補正予算(第2
号)Ⅱ1195万8000
円を減額し、歳入歳出予算
の総額をそれぞれ54億53
36万7000円とするも
ので、全員一致で可決され
ました。
▽平成25年度館林市水道事
業会計補正予算(第1号)
Ⅱ館林市給水装置等包括業
務委託に伴う債務負担行為
を平成26年度から平成28年
度までの3か年間設定しよ
うとするもので、全員一致
で可決されました。

議員個人の賛否結果一覧表

◆採決で賛成・反対が分かれた案件を掲載しています。
なお、他の議案等は全員一致で可決されました。

議席番号 議員名 請願名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	結果
		橋本徹	斉藤貢一	青木一夫	渡辺充徳	多田善洋	泉澤信哉	荘司由利恵	篠木正明	吉野高史	岡村一男	遠藤重吉	青木幸雄	野村晴三	河野哲雄	向井誠	長谷川正博	高橋次郎	井野口勝則	高山吉右	金子良平	小林信	町井猛	
請願第17号	「全国一斉学力テスト」 学校別結果公表反対を 求める請願	●	○	●	○	●	○	○	○	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	不採択

※岡村一男議長は採決に加わりませんので「-」となっています。 【○：賛成 ●：反対】

議会改革調査特別委員会活動状況のお知らせ

二元代表制のもと、市民の負託に応えられる開かれた議会を目指し、行政へのチェック機能の強化と民意を反映した政策形成能力の向上に努めるとともに、より一層議会の活性化を図っていくため、平成24年9月26日に設置されました議会改革調査特別委員会において、これまで8回の委員会を開催し、議会改革について調査・検討してまいりましたので、その結果等についてお知らせいたします。

1. これまでの主な検討事項
- (1) 議員個人の賛否結果の公開 (実施済)
本会議における採決を挙手から起立方式に変え、賛否を明確にするとともに、議員個人の賛否結果を議会報等に掲載することとしました。
- (2) 議会での討議方法の見直し (方針決定)
本会議における一般質問については、これまで総括質問のみでしたが、一問一答方式と総括質問方式の選択制としました。
- (3) 一問一答方式に伴う議場レイアウトの変更 (方針決定)
一問一答方式の導入に向け、対面方式の質問席と答弁席を設置することとしました。
- (4) 当局の反問権の設定 (方針決定)
一問一答方式と併せ、本会議における説明員全員に対し反問権を認めることとしました。
2. 今後の検討課題
今後、開かれた議会や議会機能の強化を目指し、各種団体との意見交換会の開催、自由討議の機会の設置、議会基本条例の制定等について、順次調査・検討してまいります。
3. 委員名簿
委員長 井野口勝則
副委員長 泉澤信哉
委員 青木一夫 渡辺充徳 多田善洋
篠木正明 吉野高史 野村晴三
河野哲雄 高山吉右



一般質問

今定例会における一般質問は、12月10日・11日の2日間
にわたり行われ、8人の議員が市政全般に対する諸問題に
ついて市の所信をたえました。
内容は広範にわたっており、その要旨を掲載
いたします。(本文は質問者本人が要約したものです。)

一般質問掲載順

(12月10日質問)

・泉澤信哉議員……4ページ

・斉藤貢一議員……5ページ

・向井 誠議員……5ページ

・青木一夫議員……6ページ

(12月11日質問)

・渡辺充徳議員……6ページ

・小林 信議員……7ページ

・篠木正明議員……7ページ

・吉野高史議員……8ページ

会議録をご覧ください

市議会だよりは、紙面の都合で本
会議の要旨を掲載しています。詳し
くお知りになりたい
場合は、会議録を
ご覧ください。



<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp>

中部公民館

改修工事について問う

泉澤 信哉 議員

質問 中部公民館は改修工

事のため、9月中旬から5
か月近く使用禁止期間とな
りましたが、その影響を受
ける利用団体の数が、百十
一ある状況を当局は把握し
ていましたか。

答 利用団体や利用者が
多いことは認識してしまし
たが、具体的な数字の把握

は行っていませんでした。

質問 排煙設備が現行の建

築基準法に適合しないため、
改修工事を行ったことは評
価しますが、周知の時期や
方法には若干問題があった
と思います。利用者や地域

の方々の理解や協力を得な
ければならない公共工事な
のですから、平成25年度予

算が成立した3月末か、遅

くとも年度当初には「今年
度半年程度は使用できなく
なります」などの予定を広

く周知するべきだったと思
います。7月31日の説明会

から正味1か月間で、代わ
りの活動場所を探すのは、
至難のわざであったと思い
ますが、当局はどのように

考えていましたか。

答 各団体へのご不便を

最小限に抑えるため、工期
が決定してからのご案内と
いたしました。配慮が足

りず、各団体にご迷惑をお
かけしてしまいましたこと
を反省しております。

質問 47団体が他の公民館

で活動が続けていますが、
物理的、経済的な事情で今
年度の活動を休止した団体
等もあります。当局は、こ
のような事態を想定しなか
ったのですか。

答 活動団体の経済的負

担について想定しておらず、
配慮が足りませんでした。
今後、このような工事計画
に際しまして、早目の対応

策を準備できるよう、庁内

の連携を図ってまいります。

質問 3階の天井は凹凸が

あり材質も異なっています
が、改修するのですか。

答 調査を行い、対応策
を考えたいと思います。

要望 駐車場の車止め用の

白線が消えかけていること
により、接触事故や敷地内
を分断する市道との境も分
からず大変危険であるため、
改修中で利用者がいない今
の時期に、白線の引き直しな
どの改修を要望します。

当市のスポーツ政策と 企業誘致について

斉藤 貢一 議員

質問 大きなスポーツ大会

のほとんどは県中央部や太田市で開催されることから、保護者や選手には金銭的、労力的に負担がかかります。また、競技力向上のためにも、目の前でお手本となるプレーを見せることが大事であることから、スポーツ大会を誘致する考えについて

て伺います。

スポーツ振興にとつては方向性を持つことが重要ですが、あかぎ国体の整備以降時間が止まっているのではないかと思われる当市のスポーツ行政を打破するため、スポーツ審議会を設置することや、他市との差別化を図るためにも、スポー

ツ振興課と文化振興課を館林市の文化・スポーツ振興に特化させた文化スポーツ部として教育委員会より切り離してスタートさせられないか、伺います。

次に、県のバックアップ機能誘致政策については、大規模災害に備え、東京圏の企業や行政機関を、災害の少ない県内に誘致しようとする政策ですが、物理的に企業誘致が難しい状況にある当市としては、環境に優しく住み易い街と捉えて

もらい、職住分離による住環境の整備をすることで差別化を図る考えがあるか、伺います。

答 大会誘致に関しては、関係機関や団体と協議しながら検討したいと思います。スポーツ審議会については、現段階ではスポーツ懇話会が設置されているため考えておりませんが、関係団体等の意見を参考にしながら検討してまいります。文化スポーツ部に関しては、7年前に市議会において否決

された経緯もあり、当面は教育委員会所管により関係各課と横断的な連携を図りながら総合的なスポーツ振興を図ってまいります。また、企業誘致については、民間とも力を合わせ本市の魅力を紹介してまいります。

要望 スポーツの楽しみは「生きがいづくり」に通じるものがあり、それは、高齢者、障がい者にとつても同じです。是非、他市との差別化を図った街づくりを要望いたします。

道路交通法の改正 いじめ問題・婚活について

向井 誠 議員

いじめ問題について

質問 9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されましたが、各学校の対応についてお尋ねします。

答 本法では学校での「いじめ防止基本方針」の策定を義務づけており、現在その準備を進めています。各学校では「生徒指導」や

「教育相談」等の部会を置き、緊密な情報交換を行い、問題発生時には内容の詳細な把握とともに早期解決に向けて取り組んでおります。

また、弁護士に中立的な立場から示唆をいただくなど、いじめ問題解決に向けて日頃から関係機関と連携を図り、早期発見・早期対応に

向けて組織的な対応を行ってまいります。

改正道路交通法について

質問 12月1日の道路交通法の改正に伴い、自転車に

対する罰則等も厳しくなりましたが、改正による対応等についてお尋ねします。

答 小中学校では、これまでも自転車の交通ルールの徹底について繰り返し指導を行ってきましたが、今回の改正に伴い、県警作成の改正道路交通法啓発チラシを配付して説明していく

際に、自転車利用者も加害者となり得ること、莫大な損害賠償が必要となり、家族にも多大な影響を与えること等について改めて指導するとともに、保護者に対しても周知してまいります。

また、本市の自転車が関与する事故は、本年11月末で全体の19.2%を占めていることから、警察を初め交通安全協会や地域等関係機関と連携し、幅広い年齢層に対し交通ルールの遵守と正しい運転マナーを啓発

するとともに、自転車は車両であり、罰則や多額な損害賠償責任が生じること等の周知を図ってまいります。

婚活について

質問 他市と同様に、本市でも婚活を推進する考えについてお尋ねします。

答 本市でも結婚相談員を設置し推進を図ってきましたが、今後も、ぐんま赤い糸プロジェクト事業を初め、他の機関と連携を密にし、出会いの場の紹介やPR活動に努めてまいります。

次世代を担う 地域リーダー育成について

青木 一夫 議員

リーダー育成事業について

質問 区長協議会は、団塊世代を中心に地域リーダー育成事業を行っておりますが、今までの受講者数と成果についてお尋ねします。

答 平成20年度より区長協議会と連携して、次世代を担う地域リーダー育成事業を行っており、これまで

に女性5名を含む108名の方が受講されました。受講生の中から、区長に2人、副区長に13人がなられたほか、環境保健委員や民生委員など地域の役員としても活躍しており、今後も地域力の向上のため、育成に努めてまいります。

若い消防団員の確保について

質問 消防団員数は、国内でピーク時より約百万人、県内では半数に減少している中で、本市の消防団は10

分団18班、総勢248人で組織されておりますが、18歳から29歳の団員が63人と、全体の25%しかおらず、若

き担い手の確保が必要と考えます。消防との連携の考え方についてお尋ねします。

答 消防団員は、本業を持ちながら、日夜訓練を行っており、共助の精神と努力に敬意を表するものです。

現在、本市の消防団員の充足率は100%ですが、より消防に関心を持っていただけるよう、消防署や地域の方々の協力を得まして、若い世代の消防団員確保に努めてまいります。

地域の担い手確保について

質問 団塊の世代も70代となり、地域の担い手不足が現実のものとなっている中で、自治協働の地域づくりや地域力が求められております。地域の担い手を行政が指導し、まちは行政と市

民で創るものです。「まだ10年あるのではなく」「あと10年しかない」との認識を持ち、担い手確保の方向性についてお尋ねします。

答 自主防災組織等の担い手となる人材を確保し、地域力を向上させるために、引き続き市職員の地域活動の積極的な参加を促すとともに、地域の方々と連携しながら地域リーダー育成事業をはじめとした、地域の担い手の確保と育成に鋭意努めてまいります。

市民参加と自殺対策について問う

渡辺 充徳 議員

市民参加手続きについて

質問 市民参加手続きをわかりやすくするためにも、先進的自治体の市民参加条例のように、体系化やホームページで年間を通じた市民参加実施予定一覧表により可視化することについてお尋ねします。

答 市民参加手続きにつ

きましては、個別案件ごとの周知または募集となっており、全庁的に体系化または可視化したものはございませんが、引き続き情報提供に努めてまいります。

市民政策提案制度について

質問 市民政策提案制度は、単なる意見や要望ではなく、市民が市全体のことを考え

た政策の実現を目指す具体的な政策提言であり、連署を要件とすることで、一人の意見ではなく、市民がお互いに知恵を出し合い、合意のもとで政策等が立案されることを目指すものです。

また、政策提案の内容によっては、対話や意見交換を求めていると考えます。提案の採用か不採用かの二者択一では、市民の意見Aと行政の意見Bが対話してCという合意が生まれません。自発的に政策課題に参加で

き、市民からのアプローチが可能な市民政策提案制度についてお尋ねします。

答 ご提案の市民政策提案の導入につきましては、広聴制度、委員の公募及びパブリックコメント等の手法を効果的に利用しながら、市民参加手続きを推進してまいりたいと考えます。

自殺対策について

質問 地域自殺対策緊急強化基金が創設され、全国各地で自殺対策に取り組んでいます。本市の今後の取り

組みについてお尋ねします。
答 心の健康づくりや、うつ病への理解等の情報提供及び不安や相談できる機会を増やすという取り組みに加えまして、心理的な視野狭窄に陥っている人に気づき、その人を見守り、必要とされる支援につないでいく活動が必要であることから、ゲートキーパーの養成を積極的に進めて、人数を増加させたいと考えております。

子ども達に夢のある贈り物と 排水対策について

市制60周年に贈り物を

質問 市制60周年にあたり、

子ども達への夢の贈り物として、中央公園の小動物園に、きちんとした飼育員を

配置して、ポニーやウサギ、モルモット等に子ども達が触れ合えるよう整備すべきではないですか。

四季型公園に整備された

小林 信議員

つつじが岡公園に冒険広場やバーベキュー広場を設置し、四季型公園にふさわしい、積極的な取り組みが必要ではないですか。

積極的に検討していきます

答 動物との触れ合いや自然体験を通した情操教育を推進することは、子ども達の成長にとって重要であ

ると思っております。

冒険広場の設置は、公園内でのスペースがとれないこと、また、バーベキュー広場については、アンケート調査の結果、60%の方から反対の意見があるなど、現時点では解決しなければならぬ課題もありますが、提案やご意見を参考にしながら積極的に検討してまいります。

北成島町地域の排水対策を

質問 北成島町地域の排水路は、成島幹線、二ツ家幹

線、栄町幹線があり、成島

幹線は単独で東武小泉線の下を横断して鶴生田川に放流されています。二ツ家幹線は栄町幹線と合流して鶴生田川へ放流されています

が、国道122号や新栄町に降った雨水が集中的に集まるために、冠水してしまします。解散した土地開発公社が持っていた用地を有効活用して、調整池を設置するなどの、積極的に対応する考えはないのですか。

適正な場所なら前向きに

答 栄町幹線排水路の上

流部は、新栄町の雨水や国道122号の路面排水等が集まることに加え、鉄道を横断する排水路の断面が小さく、豪雨時には冠水が発生する区域となっております。調整池の設置につきま

しては、ご提案の公社用地など、適した場所の選定や調整池の面積として使えるかなどの検討を要しますの

学童保育の現状と課題について

篠木 正明 議員

質問 国の放課後児童クラブ

ガイドライン等で施設等の基準が決められています。借家を使っている三小区や体育館の2階を使っている

四小区の学童保育所は、この基準に合わないと思いますが、どうお考えですか。

答 保護者会の要望を聴取しながら、早期に施設の

整備計画を検討したいと思

います。来年度、わたらせ学童クラブを整備した後に、三小区、四小区と進めてい

きたいと考えています。

質問 今年度から保育料の軽減制度を創設したことは

評価しますが、補助対象が狭すぎます。制度を拡充する考えはないのですか。

答 今年度、低所得者世

帯への保育料の軽減を始めたところですので、すぐに拡充できるとは思っていませんが、今後、補助の見直し等を考えてまいります。

質問 学童保育指導員の仕

事は、保育計画づくりや日誌の記入、子どもの健康管理、おやつづくりなど多岐にわたります。さらに、国のガイドラインでは、指導

員は保育士や社会福祉士の資格を有する者が望ましいとなっています。このよう

な人材を確保するには、指

導員の処遇改善が不可欠です。現在、低賃金でも頑張っている方もたくさんいます

が、その方たちの労働に報いるためにも処遇改善を進めるべきだと思いますが、いかがですか。

答 指導員の身分保障を

しっかりとしたものにする

ことが重要な課題と認識しています。指導員の働く環境をどのように改善したらよいのか、検討させていた

質問 児童福祉法の改正に

より、対象児童が6年生までに拡大されました。ほとんどの学童保育所が6年生

まで受け入れていますが、4年生までしか受け入れていない所もあります。運営

の自主性を尊重すべきです

が、4年生までしか受け入れていない学童保育所への対応はどうするのですか。

答 新制度が施行となる平成27年度までには、6年生まで受け入れが可能になるよう努力してまいります。

土地開発公社解散について

吉野 高史 議員

質問 大切なことは、日本

国の憲法や法律を遵守して、市民の生命財産を守っているのかということであります。館林市土地開発公社解散により、莫大な借金のツケだけを市民に回すという行為は、市民の生命財産を守っていないということに尽きます。解散により毎年

2億円が20年間にわたって

返済に回されるということは、その2億円があれば、優秀なドクターを何人も迎えられることができ、地域医療に苦しんでいる館林市民のみならず、邑楽郡内合わせて約20万人の尊い命をどれほど守っていけるのか、計り知れません。また、猛

暑が続く夏の暑さ対策に2億円があれば、各保育園・幼稚園・小中学校に冷暖房機器を購入し、子ども達の学習環境を整えることができます。

市役所の信用を逆手に取り、市民に対し裏切り行為とも取れる行為に關しては、私は「市役所の背任行為」と考えます。行政を批判し方向を質していくことは、三権分立の民主主義の精神のとおり、政治家としての使命でもあり、議員と

して当然の政治活動や行為であります。

また、こうした市役所の一連の行為を、「黙認し追認している議会はおかしいのではないか」と市民の皆さんに思われるのかということも心配しております。市民に、土地開発公社解散に伴う40億円もの借金のツケの責任を、誰がどのように取るのか。

こうした責任の所在を、しっかりとっておかないと世間一般的には、「役人と呼

ばれている公務員は自浄作用がない」と言われている

とおり、同じことを繰り返してしまおうということです。が、土地開発公社の解散について、どのようにお考えなのかお尋ねいたします。

答

三セク債を活用し、市の負担軽減に努め、土地開発公社解散までに可能な限り縮減に努めてまいりますので、このたびの公社解散という長年の懸案に区切りをつける整理清算業務にご理解をお願いいたします。

常任委員会の審査報告

総務文教

付託された案件は、「全国一斉学力テスト」学校別結果公表反対を求める請願の1件で、委員会では、文部科学省は各教育委員会の判断で公表を認めると発表したこと、併せて配慮事項も示されたこと、市教育委員会としては今年度中に結論を出す予定であること、

などの報告を受けた後に、審査が進められました。委員からは、各教育委員会の判断で公表できるようにないかという意見や、保護者以外に公表する必要はないなどの意見がありました。

採決の結果は、賛成少数で不採択すべきものと議決されました。

また、東部環状線の道路



当郷遺跡発掘調査の現場視察

改良工事に伴い、埋蔵文化財、「当郷遺跡」(楠町地内)において多数の住居跡や土器等が確認されたため、発掘調査現場を視察しました。

市民福祉

付託された議案は3件で、館林市介護保険条例及び館林市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、延滞金の引き下げ期間や引き下げによる滞納者への影響などについての質疑がありました。

また、館林市障がい者総合支援センター指定管理者の指定については、管理者を選定するにあたり、他の団体より優れていた点や職

員の勤務体制などについての質疑がありました。

採決の結果は、館林市税条例の一部を改正する条例を含む3議案とも、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決されました。

経済建設環境

付託された議案は、市道8495号線の路線認定についての議案1件で、審査対象となった道路の現地調査の後、議案審査が行われ、

議会議決事項を、花と緑の館林づくり協議会委員に泉澤信哉議員をそれぞれ選出しました。

また、東部環状線道路改良工事の現地視察を行い、工事進捗状況等の説明を受けるとともに、延線にかかる当郷遺跡の発掘調査現場を視察しました。



市道 8495 号線現地調査

開発行為による道路を市へ移管するにあたり、業者との事前協議はあるのかなどについての質疑がなされました。採決の結果は、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決されました。

紹介コーナー

ご存じ
ですか？

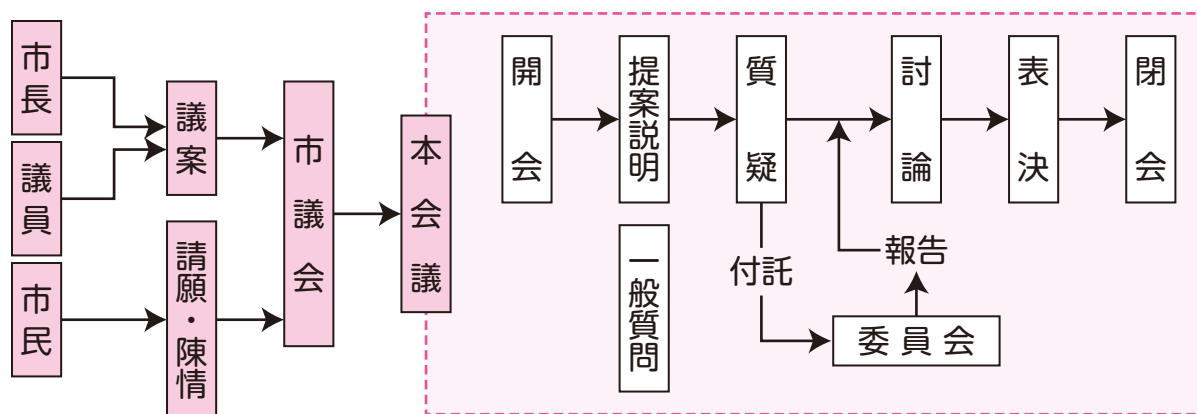
市議会は、市長の提案した予算や条例等について審議し、決定していきます。
市長は、この決定に従って具体的な市の仕事を進めます。このような働きから、議会を「議決機関」、市長を「執行機関」といいます。
今回は、こうした議会運営の流れについてご紹介します。



議会運営の流れ

議会では、定期的に招集される「定例会」が年4回（館林市では、3月・6月・9月・12月に）開かれるほか、必要に応じて「臨時会」が開かれます。

通常、議会は市長が招集しますが、議長や議員（議員定数の1/4以上）からの請求に基づいて招集される場合もあります。また、会期（開会から閉会までの期間）は議会で決定し、会期中にはおむね次の順序で議案や請願などの審議や審査が行われます。



本会議

本会議では、議員全員が議場に集まり、市長や議員から提出された予算案や条例案などに対する審議が行われ、議会の最終意思が決定されます。また、議案などの審議とは別に、市政全般に対する一般質問も行われており、市政をチェックするための重要な会議となっています。

委員会

議案などは本会議で最終意思が決定されますが、幅広く多様な市の仕事について効率的・専門的に審査するため、いくつかの委員会が設けられています。
館林市議会では、現在、総務文教常任委員会、市民福祉常任委員会、経済建設環境常任委員会の3つの常任委員会が設置されています。

市民と議員がいっしょに守る！ 寄附などの禁止ルール

議員の選挙区内での寄附などは、公職選挙法で厳しく禁止されています。
寄附禁止のルールをみんなで守りましょう。

いりません！



◇議員は有権者に寄附を「贈らない」

選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されています。

議員本人が自ら出席する結婚式での祝儀や葬式での香典を除き、お中元やお歳暮を贈ることは禁止されています。

◇有権者は議員に寄附を「求めない」

議員に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることは禁止されています。

お祭りへの寄附や差し入れ、また地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れも禁止されています。

◇議員から有権者への寄附は「受け取らない」

議員からのお見舞いや差し入れは禁止されています。

病気見舞いや、町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れも禁止されています。

 お歳暮や お年賀	 入学祝・ 卒業祝	 病気見舞い	 本人以外が出席する 結婚祝
 本人以外が出席する 葬式の香典	 葬式の 花輪・供花	 落成式・ 開店祝の花輪	 町内会の催し物への 寸志や飲食物の差入
 お祭りへの 寄附や差入	 地域の催し物への 飲食物の差入	贈らない！ 求めない！ 受け取らない！	

議 会 を 傍 聴 し て み ま せ ん か

市議会本会議はだれでも傍聴することができます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されます。市政を身近に知るためにも、ぜひ議会の傍聴してください。
手続きは議会棟の4階で、傍聴人受付簿に住所・氏名を記入するだけです。

【3月定例会の予定】

2月 28日(金) 本会議＝会期の決定、議案提案説明など

3月 3日(月) 本会議＝議案に対する質疑、委員会付託など

4日(火)・ 5日(水) 本会議＝一般質問

6日(木)・ 7日(金) 委員会＝常任委員会

10日(月)・ 11日(火)・ 12日(水) 委員会＝予算特別委員会

19日(水) 本会議＝表決



☆本会議は午前10時開会予定です。会議の日程、時間等に変更になることもあります。

☆一般質問の通告順位表は、2月26日(水)から市のホームページでご覧いただける予定です。

(<http://www.city.tatebayashi.gunma.jp> ⇒市議会をクリックしてお入りください。)